

# 保険年金

## 入院時の医療費と

### 「限度額適用認定証」等について

入院した時の医療機関窓口での支払いは、「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までとなります。(ただし、入院時の食事代や保険適用外の差額ベッド料などは、別途負担となります)

また、住民税非課税世帯に該当する人は、「標準負担額減額認定証」を提示することにより、入院時食事代が減額されます。

国民健康保険または長寿医療(後期高齢者医療)制度加入者で、認定証の交付を希望する人は、申請の手続きにお越しく下さい。ただし、長寿医療(後期高齢者医療)制度に加入しており、これまでに、「限度額適用・標準負担額認定

証」の申請をし、平成21年度も引き続き、住民税非課税世帯に属する人は、広島

県後期高齢者医療広域連合から「限度額適用・標準負担額認定証」が送付されま

すので、申請の必要はありません。▽持参物：国民健康保険証

または後期高齢者医療保険証、印鑑(認印)、国保高齢受給者証(該当者のみ) 閩住民課 ☎820・5604

## 70歳未満の国民健康保険被保険者<入院時>

所得区分	医療費の自己負担限度額(1ヵ月)	食事代(1食あたり)
①上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	260円
①・②以外の人	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
②住民税非課税の人	35,400円	210円 〔長期入院該当〕 160円

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが60万円を超える世帯(所得の申告がない世帯も上位所得者となります)

## 70歳以上の国民健康保険被保険者および長寿(後期高齢者)医療制度被保険者<入院時>

所得区分	医療費の自己負担限度額(1ヵ月)	食事の負担額(1食)
③現役並み所得者(負担割合3割の人)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	260円
③・④・⑤以外の人	44,400円	
④(長寿)世帯全員が、(国保)同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が、住民税非課税で⑤以外の人	24,600円	210円 〔長期入院該当〕 160円
⑤(長寿)世帯全員が、(国保)同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が、住民税非課税でその世帯の所得が0円の人(ただし年金収入は80万円以下)	15,000円	100円

※70歳以上の国民健康保険被保険者で、住民税課税世帯の人は、申請の必要はありません。医療機関で、国民健康保険証と高齢受給者証のみを提示すれば、上表の自己負担限度額までの窓口負担となります。  
※現役並み所得者とは、(国保)同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。(長寿)住民税課税所得が145万円以上の長寿医療制度の被保険者と同じ世帯の長寿医療制度の被保険者。

※長期入院該当とは、認定を受けてから、過去12ヵ月に90日を超える入院をした人です。長期入院該当の認定を受けるには再度申請が必要です。  
※過去12ヵ月以内で4回目以降の自己負担限度額は上表と異なりますので、詳しくは住民課までお問い合わせください。  
※国民健康保険に加入しており、平成20年8月から平成21年7月の間に、「限度額適用認定証」等の申請を行った人には、限度額適用認定証等の申請用紙を郵送します。(ただし、70歳以上の人については、住民税非課税世帯の人のみ、申請用紙を郵送します)  
※保険税を滞納していると、認定証が交付されない場合があります。

## 国民年金保険料の

### 免除制度について

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金の保険料は、1万4千660円(平成21年度)ですが、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

### ●全額免除制度

申請により保険料の全額(1万4千660円)が免除されます。

### ●一部納付(一部免除)制度

申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部納付は3種類です。それぞれの納付額は次のとおりです。

納付額	保険料額
4分の1	3,670円
2分の1	7,330円
4分の3	11,000円

さらに、30歳未満の人には、「若年者納付猶予制度」があります。

### ●若年者納付猶予制度

申請により保険料の納付が猶予されます。

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者、世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若年者は、

保険料免除制度を利用することができません。他の年齢層に比べて所得

が少ない若年層(20歳代)の人が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態と、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられない場合があります。

### ※学生および任意加入被保険者は、対象外です。

※学生で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

閩広島南社会保険事務所 ☎253・7710、住民課 ☎820・5604

## 国民健康保険

### 退職者医療制度について

長年勤めていた会社などを退職して国民健康保険に加入している65歳未満の人のうち、厚生年金等を受けている人とその被扶養者は、退職者医療制度に該当します。

退職者医療制度とは、医療の必要性が高まる退職後に、退職者が会社等の健康保険から国民健康保険に移ることにより、国民健康保険の医療費負担が増大することから、医療保険制度間の格差を是正するために、退職被保険者本人とその被扶養者に対する医療費(保険負担の7割分)を、従来加入していた会社等の健康保険が拠出金として支払うものです。

対象者は、次の条件をすべて満たす人とその被扶養者です。  
①国民健康保険に加入している人

②65歳未満の人  
③厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上(または40歳以降の加入期間が10年以上)ある人

条件を満たしている人で、現在、一般被保険者証を持っている人は、保険証、年金証書、印鑑をもって申請にお越しく下さい。

なお、既に退職被保険者証をお持ちの人は、手続きの必要はありません。詳しくは、住民課保険年金グループまでお問い合わせください。  
閩住民課 ☎820・5604

